

1963年9月21日(第2日目)

1. 開議並に散会時刻(午前10時35分 ~ 午後12時28分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 藤太郎	2番	比加 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次富 盛徳	5番	石川 真六	6番	仲村 春泉
7番	細仙 正原	8番	石田 英正	9番	安里 安助
10番	又吉 正弘	11番	石川 紫	12番	大川 昇
13番	伊佐 真村	~	~	15番	官城 盛昌
16番	宮里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
~	~	20番	仲村 盛光	21番	古波 藏清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村 喜永 19番 武島 行男

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 藤太郎	2番	比加 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次富 盛徳	5番	石川 真六	6番	仲村 春泉
7番	細仙 正原	8番	石田 英正	9番	安里 安助
10番	又吉 正弘	11番	石川 紫	12番	大川 昇
13番	伊佐 真村	~	~	15番	官城 盛昌
16番	宮里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
~	~	20番	仲村 盛光	21番	古波 藏清次郎

5. 欠席議員は次の通りである。

14番 仲村 喜永 19番 武島 行男

6. 市町村自治法第61条の規定により、職務説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春 助役 島 真 徳 警察隊長 松川 正 毅

1963年9月21日(土 2 日)

1. 協議室に集会時刻(午前10時35分 ~ 午後12時28分)

2. 出席者は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 藤太郎	2番	加藤 定亮	3番	天久 隆雄
4番	安次 藤田 徳	5番	石川 真大	6番	仲村 隆安
7番	細野 正敏	8番	石川 英正	9番	安次 隆雄
10番	又吉 正敏	11番	石川 繁	12番	大川 隆雄
13番	伊佐 真村	14番	伊佐 真村	15番	菅野 隆雄
16番	富里 敏行	17番	伊佐 真村	18番	中川 隆雄
19番	式島 行男	20番	伊佐 真村	21番	古川 隆雄

3. 不出席者は次の通りである。

14番 仲村 喜永 19番 式島 行男

4. 出席者は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 藤太郎	2番	加藤 定亮	3番	天久 隆雄
4番	安次 藤田 徳	5番	石川 真大	6番	仲村 隆安
7番	細野 正敏	8番	石川 英正	9番	安次 隆雄
10番	又吉 正敏	11番	石川 繁	12番	大川 隆雄
13番	伊佐 真村	14番	伊佐 真村	15番	菅野 隆雄
16番	富里 敏行	17番	伊佐 真村	18番	中川 隆雄
19番	式島 行男	20番	伊佐 真村	21番	古川 隆雄

5. 欠席者は次の通りである。

14番 仲村 喜永 19番 式島 行男

6. 市町村自治体関係61名の参加により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 喜 副市長 藤田 真 部長 伊佐 真 副部長 松川 正 部長

建設課長 島袋 昌兼 民生課長 当山 全吾 水道課長 國吉 真義
住民課長 伊村 春信 経済課長 沢し 安一 財政課長 栗原 博俊

7. 議会事務局出席者

局長 宮坂 光雄 書記 照屋 毅 島袋 真白 知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第36号 1964年度富野湾市上水道特別会計才入才出
追加更正予算について。

市長 佐野 民生部長 山田 水道部長 西吉 真養
市民部長 中野 経済部長 沢し 安一 坂本 栗尾 林枝

7. 路政事務所出展者

加川 有次 光雄 伴記 池田 敏 島袋 真白 知念 春光

8. 同日午後紅次の通りである。

日程第1. 議案第36号 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出
追加更正予算について。

議 長～出席議員17名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会を開きます。
(午前10時35分)

議 長～3番、18番の出席を報告致します。(午前10時47分)

議 長～目録第1、議案第36号宜野湾市上水道特別会計才入才山清加賀正子
算についてを議題と致します。本算は質疑の段階において、昨日に引
続き質疑を願います。

議 長～留く休会致します。(午前11時05分)

議 長～再開致します。(午前11時30分)

1 番～昨日の私の質疑に対して、市長のお答えを願います。

市 長～昨日、36号議案の水道予算の補償について、1番委員の項の26節
の8、200万が出ていますのですね。これに色々考えられるんです
と云うのは、向こうから移管、こう云う条件で市に移管したいと
思うがと云う、水道公社からの公文が来ております。その移管を承認
してもらえば、自然その条件の中こう云うものは、市が出すと
市が負担すると云う、その契約の譲渡の条件の中に入っておりますが
、いわゆる譲渡することを議会で承認してもらえば、予算は、このま
までいいんじゃないかと、それからもう1つは、その移管する場合の
条件のこの8、200万はほとんどメーター代の額であります。その
メーターを1つの物品として見て、そしてその金支払いする場合に、
メーター購入の契約の額で購入契約の承認で行くかと云うことも考え
ようもありますが、一応水道公社からこう云う条件で市に譲渡す
権利と物権を一併に譲渡しようと思おうと云う、向から来たものを
こちらでそれでよろしいと云う、譲渡を承諾する議決をしてもらえば
それでいいんじゃないかと云うので、只今その準備をさせてある訳で
あります。

1 番～もう1件お伺いします、それと関連しておりますが、2款の一項、2
4節ですね。野嵩の高架水塔費及排水管工事費となっております
が、これについても同様なことが云えるんじゃないかと思います。

市 長～それに、これから先のその今の無償不償と云いますが、無償をあのこ
ろの、この条例を作った市はちよろど市内にあちら、こちらに簡易水
道があるので、これを市が買い上げる場合に議会の承認を議決を得る
様にしてしようとするのが、大きなねらいじゃなかったかと思つて、
それで今更の議会の額に事業の拡張の場合には、この拡張のためにその
物~~を~~を購入したり、色々問題がありますが、こう云う場合に、これを

議 長～出席議員17名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。
(午前10時35分)

議 長～3番, 18番の出席を報告致します。(午前10時47分)

議 長～日程第1, 議案第36号宜野湾市上水道特別会計才入才繰追加更正予算についてを議題と致します。本案は質疑の段階において、昨日に引き続き質疑を願います。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時05分)

議 長～再開致します。(午前11時30分)

1 番～昨日の私の質疑に対して、市長の答えを願います。

市 長～昨日, 36号議案の水道予算の構成について, 1番最後の項の26節の8, 200\$が出ていますですね。これに色々考えられるんですけど云うのは, 向こうから移管, 向こう云う条件で市に移管したいと思うがと云う, 水道公社からの公文が来ております。その移管を承認してもらえば, 自然その条件の中に向こう云うものは, 市が出すと市が負担すると云う, その契約の譲渡の条件の中に入っておりますが, いわゆる譲渡することを議会で承認してもらえば, 予算は, このままでいいんじゃないかと, それからもう1つは, その移管する場合の条件のこの8, 200\$はほとんどメーター代の様であります。そのメーターを1つの物品として見て, そしてその金支払いする場合に, メーター購入の契約の欄で購入契約の承認で行くかと云うことも考えようもありますが, 一応水道公社から向こう云う条件で市に譲渡す権利と物権を一括に譲渡しようと思うがと云う, 向から来たものをこちらでそれでよろしいと云う, 譲渡を承諾する議決をしてもらえばそれでいいんじゃないかと云うので, 只今その準備をさせてあります。

1 番～もう1件お伺いします, それと関連しておりますが, 2款の1項, 24節ですね。野嵩の高架水槽費及び, 排水管工事費となっておりますが, これについても同様なことが云えるんじゃないかと思えます。

市 長～それに, これから先のその今の条例不備と云いますが, 条例をあのころの, この条例を作った市はちようど市内にあちら, こちらに簡易水道があるので, これを市が買い上げる場合に議会の承認を議決を得る様にしようとするのが, 大きなねらいじゃなかつたかと思うんです, それで今更の場合の様に事業の拡張の場合には, この拡張のためにその物を買入したり, 色々問題がありますが, 向こう云う場合に, これを

利買する土地の場合にはこれは附纏として良いんだが、今の標にメータ
一の代とか、或はこの工築をして、タンクを作ると云う場合には、誰
負契約のいわゆる契約承認の所で平つて、今まで進めておるんですが
いらいちこれを物件を取得するに於て作つてする場合とそれから購
入する場合とそれから人から譲られる場合があると思んだが、これを
物件取得の条例を適用するのか、それとも後の方の契約ですわ、事案
執行の場合の契約をもつて、条例を適用してこれを議会の承認を得た
方が良いかと云うことについて、非常にこのこととしても解しやくに
るので、趣旨は、簡易水道がある項、自然市の方で買ひ受けて、市の
業に**収**利もその受持つことがありうるので、あの条例のねらいは、そ
ういう場合のことを考えて作られたものじゃないかと、こう思つてお
りますが今度の場合に、今の標にこう譲渡されたり、これから作る
としたりする場合に、いらいちこれを物件取得と見るか、それとも事
業の拡張と見るかと云つた場合に、どちらを取つても解しやくは
ると思は成立つんじゃないかと、こう思つてあります。

議 長～習く休職致します。(午前11時38分)

議 長～再議致します。(0時15分)

議 長～議案第36号1964年野重野陸海上水道特別会計才入才處追加更正
予算については質疑の段階において継続審議と致します。

議 長～本頁の買付はこれを以つて全部終了致しましたので、これを以つて、
本頁の会議を終ることに致します。尚次回は、12月25日午前10
時より再開することに致します。

議 長～散会 (0時28分)

利得する土地の場合にはこれは財産として良いのだが、今の様にメータ
一の代とか、或はこの工架をして、タンクを作ると云う場合には、請
負契約のいわゆる契約承認の所でやつて、今まで進めておるんですが
いちいちこれを物件を取得するに自分で作つてする場合とそれから購
入する場合とそれから人から譲られる場合があると思んですが、これを
物件取得の条例を適用するのか、それとも後の方の契約です、事業
執行の場合の契約をもつて、条助を適用してこれを議会の承認を得た
方が良いかと云うことについて、非常にこのことしても解しやくに困
るので、趣旨は、簡易水道があつて、自然市の方で買い受けて、市の
業に検利もその受持つことがありうるので、あの条例のねらいは、そ
ういふ場合のことを考えて作られたものじゃないかと、こう思つてお
りますが今取の場合に、今の様にこう譲渡されたり、これから作ら
うとしたりする場合に、いちいちこれを物件取得と見るか、それとも事
業の拡張と見るかと云つた場合に、どちらを取つても解しやくは
る程取は成立つんじゃないかと、こう思う訳であります。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時38分)

議 長～再開致します。(0時15分)

議 長～議案第36号1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正
予算については質疑の段階において経視審議を致します。

議 長～本日の日程はこれを以つて全部終了致しましたので、これを以つて、
本日の会議を終ることに致します。尚次回は、12月25日午前10
時より再開することに致します。

議 長～散会 (0時28分)